

令和5年12月 河北町農業委員会総会（第12回）

令和5年12月25日（月曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1番	岡崎 学	委員	2番	布川 峯夫	委員	3番	押野 利浩	委員
4番	関 紀子	委員	5番	奥山 ちか子	委員	6番	木嶋 啓治	委員
7番	堀 和彦	委員	8番	安部 敏明	委員	9番	高橋 清	委員
10番	逸見 三和子	委員	11番	奥山 喜幸	委員	12番	後藤 慶治	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

宇野 勝 農業委員会事務局長兼農林振興課長  
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和5年12月25日（月曜日）午後1時56分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第43号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第44号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議第45号 非農地証明願について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 宇野事務局長

皆様お忙しい所お集まりいただきましてありがとうございます。ご案内の時間より早い

ようでありますけども、皆さんお揃いですので、只今から令和5年12月河北町農業委員会総会を開会いたします。始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 議長（会長）

皆さんご苦労様でございます。年の瀬も迫って何かとお忙しい中ではございますけれども、年明けから地域計画、各地区で話し合い進めていただくような段取りになります。ぜひ皆さんの方から、今回手引書もありますので、充分勉強していただき、スムーズに各地区で話し合いが出来るよう、よろしくご協力をお願いいたします。後から推進委員の方も参加なさる予定でありますので、各地区の会の持ち方等の説明もあるかと思っておりますので、また時間許す限り皆さんのご意見を賜りながら進めたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。ご苦労様でございます。

○ 宇野事務局長

ありがとうございました。それでは日程第1の方から会長より座長になって進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、議事録署名委員の指名を行います。3番 押野委員、4番 関委員、お願いいたします。

それでは早速日程第2語案の審議に入ります。報第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきます。座って失礼します。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

はじめに、申請番号52番 所在地 大字吉田馬場（ババ）●●●●、田、ほか11筆で計17,622㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するほか、●●●●さんに耕作してもらおうそうです。

次に、資料2ページ申請番号53番 所在地 谷地字荒町東（アラマチヒガシ）●●●●●、畑、ほか2筆で計3,010㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も自作するほか、●●●●●さんに耕作してもらおうということです。

次に、申請番号54番 所在地 大字吉田字原ノ内（ハラノウチ）●●●●●、田、ほか16筆で計12,607㎡です。所有者 ●●●●●さんが●●●●●年●●月●●日に亡く

なり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も自作するほか、●●●●さん、●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号55番 所在地 大字溝延字置揚（オキアゲ）●●●●、畑、ほか16筆で計14,404㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も自作するほか、●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号56番 所在地 西里字雨ヶ沢（アマガサワ）●●●●、畑、ほか10筆で計7,907㎡1筆です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も●●●●さんほかに耕作してもらうとのことです。

次に、5ページ、申請番号57番 所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●、田、ほか7筆で計7,397㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も近所の方や●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に申請番号58番 所在地 谷地所岡（トコロオカ）二丁目●●●●、田、ほか2筆で計1,881㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するほか、売買予定とのことです。

以上7件になります。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございます。皆さんの方から何かご質問ありませんでしょうか。なければ相続なのでそのまま進めていきます。

それでは、次に移ります。報第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明お願いいたします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の6ページ、報第24号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

申請番号112番、所在地 大字溝延字黒木渕（クロキブチ）●●●●、田、364㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法を通じた賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、他の方に貸すためとのことです。

次に、申請番号113番及び114番、所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、3, 036㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、この後議第44号 農用地利用集積計画（案）の決定についてでご審議いただきますが、売買のためということです。

次に申請番号115番、所在地 谷地字海老鶴（エビヅル）●●●●、田、2, 559㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、こちらもこの後、議第44号でご審議いただきますが、他の方に貸すためということです。

次に資料7ページ、申請番号116番及び117番、所在地 谷地字海老鶴（エビヅル）●●●●、田、ほか1筆で計2, 687㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、自作するためと、こちらもこの後議第44号でご審議いただきますが、他の方に貸すためです。

申請番号118番及び119番、所在地 谷地字海老鶴（エビヅル）●●●●、田、ほか2筆で計8, 349㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、こちらもこの後議第44号でご審議いただきますが、他の方に貸すためです。

次に資料8ページ、申請番号120番、所在地 谷地字所岡（トコロオカ）二丁目●●●●、田、642㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、この後、議第43号 農地法第5条の規定による許可申請についてでご審議いただきますが、売買のためです。

以上9件です。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

はい、ご苦勞様です。何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。無ければこのように進めさせていただきたいと思っております。次に議第42号 農地法第3条の規定による許可申請について、申し上げます。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の9ページをご覧ください。議第42号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

申請番号84番、貸借権の設定です。所在地 大字田井胡和瀬(コワセ)●●●●、畑、1,045㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、相手方の要望のためということです。

次に申請番号85番、貸借権の設定です。所在地 谷地字嶋(シマ)●●●●、田、ほか2筆で計5,850㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

次に申請番号86番、所有権の移転です。所在地 字畑中(ハタケナカ)●●●●、樹園地、1,507㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、高齢化による経営縮小のためということです。

以上3件です。よろしく申し上げます。

○ 議長(会長)

はい、これ現地調査報告をお願いします。最初84番からお願いいたします。

○ 関委員

はい、現地調査に行った時に、たまたま受け人の●●●●さんと会って、今何も植わってなかったんですけども。りんごを植えるそうです。何も問題はないと思います。

○ 議長(会長)

はい、ご苦労様でした。85番をお願いします。

○ 木嶋委員

現地調査行ってきました。字嶋の方ですけど、田んぼ作らってきれいになってると思います。●●●●が1枚の田んぼに2人か3人入ってるんだと思いますが、●●●●さん作ってるんだろうと思います。谷地字東につきましては、現在豆を作ってましてきれいになってます。問題ないと思います。

○ 議長(会長)

ご苦労様でした。では、86番をお願いします。

○ 奥山職務代理

はい、今日確認してきました。畑中●●●●の隣が●●●●さんが耕作しているさくらんぼ樹園地の隣になります。現在、●●●●さんが今年度で農業を退くことで育苗ハウス現在建ってます。育苗ハウスに関しては、うちの方で取り壊してうちで引き取るよう

な話を進めています。あと、ちょっとした物置小屋、屋根かかっている小屋が2棟ありまして、こちらはどうか、●●●●さんと●●●●さんでこれから話し合いをする予定だということです。●●●●さんに関しても、ちゃんと作付けしてる方なので問題ないかと思えます。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございます。何か皆さんからご質問ご意見ございませんでしょうか。私の方から1点いいですか。これさくらんぼいっぱい植えてっべ、●●●●さん。●●●●●さんの畑にも将来的に植える予定だか。

○ 奥山職務代理

何を植えるかまでは聞いてないんですけども、まだそこまでは話は進んでないみたいで。それはこれからの話だそうで。小屋もそのままにしておくかもしれない、と言ってたので、樹園地は広がらないかと思えます。

○ 議長（会長）

でも丁度さくらんぼいっぱい植えてる所だからな、と思って。わかりました。あと皆さんから何かありますか。無ければこのまま許可したいと思えます。

○ 議長（会長）

次に移ります。議第43号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは、資料の10ページをご覧くださいと思います。議第43号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

申請番号16番、所有権の移転です。所在地 河北町谷地字所岡（トコロオカ）二丁目●●●●、畑、ほか2筆で計706㎡です。渡し人が、●●●●さん、受け人は、●●●●●さんです。

申請事由につきましては、公共施設及び商業施設が充実している申請地を買い受け、宅地分譲2区画を計画するものです。

資料の24ページの案内図をご覧ください。●●●●さんの北奥になります。次のページが字切図です。周辺は宅地と道路に囲まれた所ですが、●●●●の田を分割して、国道側からも出入り出来るようにする計画です。26ページが土地利用の計画図となっております。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思えます。

以上農地法第5条の規定による許可申請が1件です。よろしくをお願いします。

- 議長（会長）  
はい。これ現地調査の報告をお願いします。
- 奥山委員  
今日午前中行ってまいりました。事務局から説明のあったとおりで、問題ないと思います。
- 議長（会長）  
はい、私からなのですが、国道に行くこの細い道路は何m幅なんだ。
- 事務局（奥山）  
2. 5 mくらいです。
- 議長（会長）  
だと、やっとやっと車通れるか。この両脇は●●●●さんのものか。
- 事務局（奥山）  
両脇は左側の駐車場は●●●●さんで、右側は今回分筆した●●●●さんの田んぼです。
- 議長（会長）  
渡し人の●●●●さんのもの。んで、道路は●●●●さんのものになるのか。
- 事務局（奥山）  
そうですね。
- 議長（会長）  
だと、この道路は●●●●さんが管理するわけだな。
- 事務局（奥山）  
はい、造成した後は、●●●●に付けて売ることになると思います。
- 堀委員  
この●●●●と●●●●というのは、●●●●さんが相続した土地みたいだよ。●●●●も含めて相続したみたいだよ。
- 事務局（奥山）  
はい、それを分割して●●●●、●●●●、●●●●としたんですね。

○ 議長（会長）

実質私道だから、4 m幅とかにはひっかからないんだけども。何かしっくりこないんだよね。

○ 押野委員

●●●●さんは●●●●ですね。

○ 議長（会長）

まあ、将来的に●●●●とかも求めるつもりかわからないんだけども。何か皆さんからご質問、ご意見。無ければ、このように進めたいと思います。

それでは議第44号 農用地利用集積計画（案）の決定について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の11ページをお開きください。議第44号 農用地利用集積計画（案）の決定について、河北町長から依頼があり、審議をお願いするものになります。

資料12ページが総括表ですが、貸借権設定が33件、使用貸借権設定が5件、所有権移転が2件です。

資料13ページから詳細になります。

所有権の移転です。申請番号342番、所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、3,036㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。

売買価格は10a当200,000円で、総額607,200円です。

次に申請番号343番、所在地 大字溝延字千莉（センガリ）●●●●、田、ほか3筆で計7,422㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。

売買価格は10a当400,000円で、総額2,968,800円です。

次に資料14ページ、貸借権の設定です。申請番号344番から346番につきましては、地区の農用地利用改善組合長より利用集積計画を作成するよう申し出があったものです。

次に資料15ページから21ページ、申請番号347番から381番につきましては、中間管理事業による貸借権の設定です。いずれも地区の調整会議で協議されたものになります。

以上40件よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

はい、売買に関して木嶋委員が直接かかわっておりますので、暫時ご退出願います。

—————木嶋委員退出—————

はい、では農用地利用集積計画（案）の決定について何か皆さんからご質問ご意見ございますでしょうか。はい、奥山委員。

○ 奥山委員

実はこの●●●●さんからうちの近くなもんで私相談受けたんです。本人の希望としてはそんなに高くなくともいいから、早く処分したいという意向がありましたので、誰か買ってくれる人いないか、ということで。そしたら作ってる方は、俺は買わない、ということで。ちょうど向かい側を木嶋さん作ってるので、んじゃあ考えてみる、ということで、当人同士で話しをしてもらったんです。それでこの値段になったと思います。

○ 議長（会長）

はい。あと何か皆さんの方からご質問ないですか。無ければ、このまま進めたいと思います。

—————木嶋委員着席—————

それでは次に進みます。議第45号 非農地証明願について、事務局説明願います。

○ 事務局（奥山）

資料の22ページをご覧ください。議第45号 非農地証明願についてです。申請番号3番、所在地 西里字中嶋（ナカジマ）●●●●、畑、208㎡1筆です。申請事由につきましては、昭和60年頃祖父が農地の一部に車庫を建てて、現在に至っているものです。この度、農地を分割して、車庫部分の非農地証明願が出されたものです。

資料の28ページが案内図です。29ページが字切図で、この斜線部分になります。30ページの写真に、見えづらいかもかもしれませんが、申請地を斜線書きしています。

以上1件よろしく願います。

○ 議長（会長）

はい。現地確認報告お願いいたします。

○ 岡崎委員

今日の午前中行って確認してまいりましたが、車庫が建っていることもあり、農地としては難しいと判断しました。以上です。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様です。これ隣の●●●●ていうのは、畑なのか。何なってるんだ。

○ 事務局（奥山）

●●●●については宅地です。

○ 議長（会長）

宅地。住宅建ってるんだね。何か皆さんからご質問ご意見。無ければ、このように許可したいと思います。

それでは、本日の日程これで終了しました。

午後2時22分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年12月25日

河北町農業委員会総会議長

---

河北町農業委員会総会議事録署名委員

---

河北町農業委員会総会議事録署名委員

---